

八幡正宮（大隅国正八幡宮）石体事件の歴史的意味に関する一考察

日 隈 正 守 *

(2010年10月26日 受理)

A study of historical meaning of the Sekitai event of Hachimansyogu (Syouchachimangu in Osumi province)

HINOKUMA Masamori

要約

本論文では、平安後期に八幡正宮（大隅国正八幡宮）における石体事件が起きた理由について考察した。その結果石体事件が起きた理由は、大隅国内における島津荘域拡大を抑止し、大隅国衙の支配領域を保持する目的で、大隅国一宮八幡正宮（大隅国正八幡宮）の宗教的権威向上のために、八幡正宮（大隅国正八幡宮）と大隅国衙との合意の上で起きた事を明らかにした。

キーワード：八幡正宮（大隅国正八幡宮） 石体事件 島津荘 大隅国司 藤原摂関家

はじめに

大隅国一宮である八幡正宮(大隅国正八幡宮)⁽¹⁾においては、平安後期に石体事件が起きている。石体事件とは、八幡正宮付近から「八幡」の二字が刻まれた石体が出現した事件である。石体事件後八幡正宮の宗教的権威が上昇した事を考えれば、この事件は人為的に起こされたと考えられる⁽²⁾。平安後期八幡正宮において石体事件が起きた理由と石体事件の持つ歴史的意味について考察していきたい。

第一章 八幡正宮石体事件について

本章では、八幡正宮石体事件の経緯について見ていく。石体事件の発生から大隅国衙に対する八幡正宮の報告に至るまでの経緯を示している史料は、天承二年（一一三二）四月二三日付八幡正宮（大隅国正八幡宮）牒案⁽³⁾である。同宮牒案を史料①として掲げる⁽⁴⁾。

史料①

八幡正宮牒、
欲被且言上 大府且奉拜見、当 宮御宝殿丑寅方行三町許、於往古大路字宮坂麓、顕現八幡

* 鹿児島大学教育学部 教授

御名^字二^守御石体式基給奇特子細子（「子」無シカ）状、
 両体東西相向立給、其間^{上七寸許}、^{下二寸許}、但破離給体所見也、
 西一体^ノ、南佐万仁知加比立給事^{□（已起託）一尺余}、
 各面^ル八幡^ト申二字有^リ、各長四寸許、
 件文字有様^ハ、物^ル計^於如係也、左右^波黒、中^波白、又曲文有^リ、物^乃尾^於（遠起）
 引^ルニ似^{タリ}、在所^所小万呂文、
 東立給一体^ハ、^{高四尺、横三尺余、}
^{厚一尺余、}
 又可被離給^岐、破目所見^表給也、
 西立給一体^波、^{高四尺、横三尺許、}
^{厚一尺余、}
 後^ル二乃字有^リ、

牒、件御石体顕現御根元者、当宮古老神人多治則元、以去廿日午時許、於公文所来申云、宮坂麓、有文之石二基所在之由、依下人之説、罷向彼石之許、見給之處、令出現八幡二字給之由依申、即時遣差宮主源暹・源芳、令見実否之處、則元申状無相違之由所申也、仍以同廿一日昧爽、宮司神人等、行向彼石之許、令実檢、誠件石体二基、各八幡御名二字明鏡也者、尤為奇特之事、且言上大府、且為被奉拜見、牒送如件、以牒、

天承二年四月廿三日	祝部漆嶋 ^{在判}
執印大法師 ^{在判}	宮主法師 ^{在判}
權執印	宮主法師 ^{在判}
座主大法師	宮主法師
御前檢校大法師 ^{在判}	權政所貞（息力）長 ^{在判}
御前檢校兼政所法師 ^{在判}	權座主大法師 ^{在判}
修理所檢校酒井 ^{在判}	
御供所檢校平朝臣 ^{在判}	
御馬所檢校藤原	
檢校日下部	

史料①によれば、天承二年四月二〇日以前八幡正宮古老神人多治則元は、八幡正宮宝殿の北東三百メートル程離れ、昔は大路であった宮坂麓に字が刻まれた二基の石体が出土した事を「下人」から聞いた。早速則元は宮坂麓に出向いた処、「八幡」二字が刻まれた石体二基が顕現した事を確認し、四月二〇日昼頃に八幡正宮公文所に報告した。

則元から報告を受けた八幡正宮側は、宮主僧源暹・源芳二名を「実檢」の目的で派遣した。派遣された源暹・源芳は、則元の申請通りに「八幡」の二字が刻み込まれた石体が出現している事を確認し、八幡正宮側に報告した。

宮主僧達の報告を受けた八幡正宮側では、翌二日早朝宮司・神人達が石体の所に出向き確認

した。その結果石体二基ともに八幡正宮の祭神八幡神の神名である「八幡」の二字がはっきりと刻まれている事が確認された。

この時出現した二基の石体は、東西に向かい合って立ち、その間は上は七寸程、下は二寸程で破れて離れたようにも見えた。

西側に立っていた石体は、高さ四尺、横幅三尺程、厚さ一尺余で、後ろに「二」の字が刻まれていた。南の方を向いて立ち、各面に「八幡」の二字が四寸程の長さで刻まれていて、「八幡」の文字は物で計ったものを繋げたようであった。左右は黒色、中は白色、曲がっている文字もあり、物の尾を引いたようであった。

東側に立っていた石体は、高さ四尺、横幅三尺余、厚さ一尺余、西側に立っていた石体と同様「八幡」の字が記載され、東西の石体を引き離れた時の割れ目が見いだされた⁽⁵⁾。

出現した石体を確認した八幡正宮側は、「八幡」の二字が刻まれた石体の出現は極めて「奇特之事」であるとして、大宰府への報告と大隅国司の実検を求めて、四月二三日に牒を大隅国衙に送った。この牒が前掲史料①である。

八幡正宮側の送った牒に対する大隅国司側の対応を示す史料は、天承二年四月二三日付大隅国司解状案⁽⁶⁾である。同解状案を史料②として掲げる。

史料②

大隅国司解 申請 府裁事

言上 八幡正宮牒送御石体式基子細状、

副進彼宮牒一通

右、今月廿三日宮牒同日到来^{云々}者、抑件御石体可奉拜見之由、雖被牒送、依不能国司之進止、所言上也、具旨見宮牒状者、勒在状、以解、

天承二年四月廿五日 正六位上行目酒井忠末

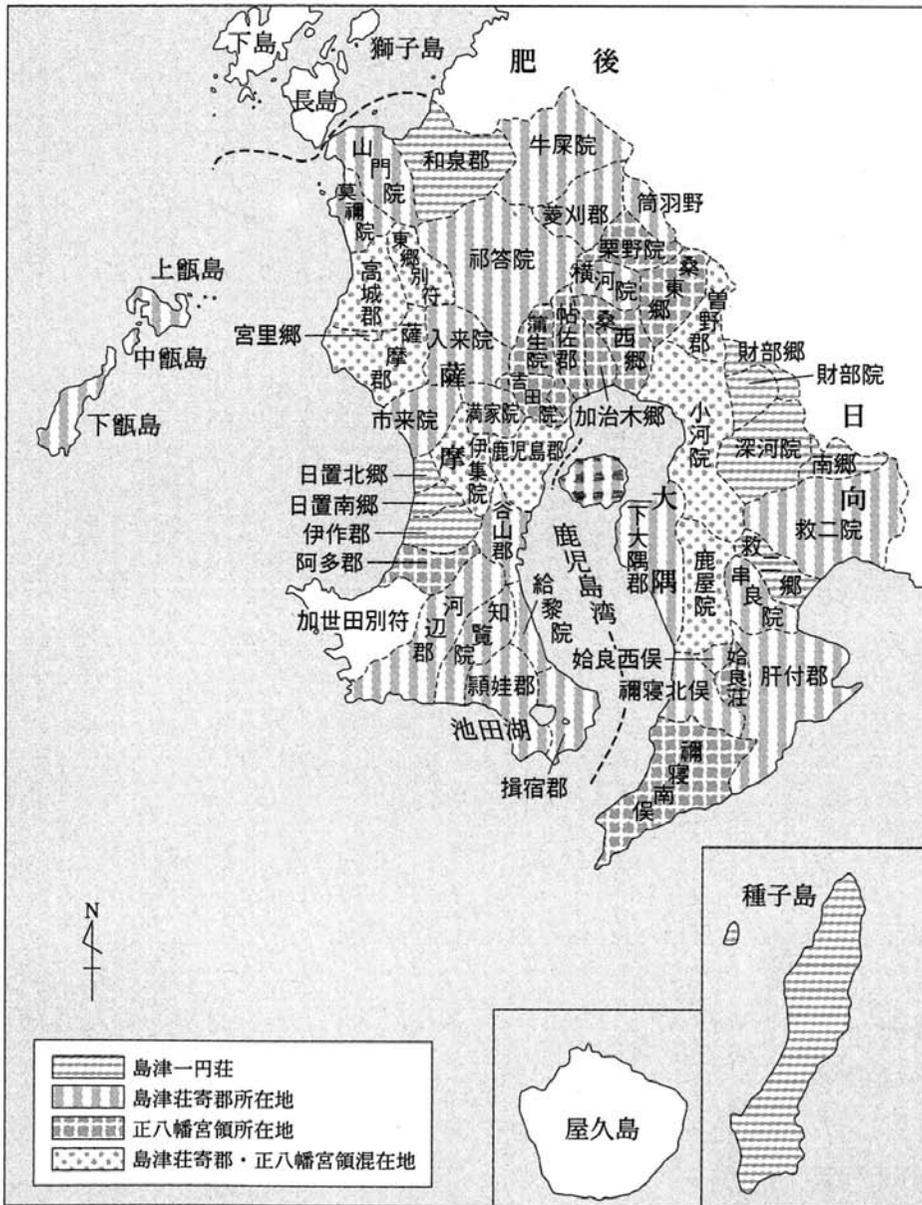
正六位上行大掾藤原輔平（尹カ）

従五位下行（大隅）守中原朝臣信俊 正六位上行大掾達（建カ）部清定

史料②によれば、四月二三日付八幡正宮牒が同日の内に大隅国衙に到来している事が分かる。当該期大隅国衙は、大隅国桑東郷に存在していたと考えられる⁽⁷⁾。八幡正宮は、大隅国桑西郷に鎮座していた⁽⁸⁾。当該期大隅国の図を、図表①として示す⁽⁹⁾。

図表①から明らかなように、大隅国衙が存在していた桑東郷と八幡正宮が鎮座していた桑西郷は隣接している。従って四月二三日に八幡正宮が大隅国衙に送った牒は、同日に大隅国衙に到着したのである。

四月二三日に八幡正宮から牒を受け取った大隅国衙は、「八幡」の二字を記載してある石体を「拜見」するようという八幡正宮の要請に対して、石体を「拜見」し対応する事は国司の権限を越



中世郷荘図

えると判断し、二日後の四月二五日大隅国司達は連名して大宰府の判断を仰ぐために、大宰府に報告した。この四月二五日に大隅国司達が提出した解状が、前述史料②である。

四月二五日大隅国司達が報告した後、大宰府は八幡正宮の石体をどう扱ったのか。この事については、天承二年閏四月 日付大宰府在庁官人解状案⁽¹⁰⁾に詳しい。同解状案を史料③として掲げる。

史料③

大宰府在庁官人等解 申請 府裁事

言上大隅国司言上 八幡正宮御殿丑寅方行三町許於往古大路字宮坂麓顕現八幡御名二字御石体式基奇特由状、

副進、

大隅国解壹通、

正宮牒壹通、

右、得彼国解状僞、右今月廿三日宮牒同日到来云々者、抑件御石体可奉拝見之由、雖被牒送、依不能国司之進止、所言上也、具旨見宮牒状者、勒在状、以解者、如国解并宮牒状者、依為希之事、相副国解并宮牒等、言上如件、以解、

天承二年閏四月 日

大典清原

監代藤（原脱カ）資成

監代紀重永

監代上毛野俊元

監代伴貞安

監代秦宗貞

監代直

監代藤原元忠

監代小野元助

監代源朝臣

監代大中臣朝臣

少監惟宗朝臣

大監御春朝臣

大監紀朝臣

大監藤原朝臣

大監紀朝臣有頼

史料③では、大隅国司達の報告を受けた大宰府では、在庁官人達が、大隅国解や八幡正宮牒等を付して京都にいる大宰府長官に処置を仰いでいる。この時期大宰府長官は大宰府に赴任せず、大宰府現地では在庁官人（府官）達が政務を執っていたので、在京の大宰府長官に対して、大宰府在庁官人達の解状が出されている⁽¹¹⁾。大宰府在庁官人達が出した解状に対して在京の大宰府長官がどう対応したかは、天承二年六月一三日付従三位行左京大夫兼大宰大式藤原朝臣経忠解状案⁽¹²⁾に明らかである。同解状案を、史料④として掲げる。

史料④

言上大宰府在庁官人等注進顕現大隅国正八幡宮御正体二基子細状、
副進、
在庁官人等解状一通、
大隅国司解状一通、
正八幡宮牒状一通、
右、彼府去閏四月 日解状、今月十二日到来儀、件御正体石体二基事、已為奇異、不可有（「有」
不要カ）不言上、具旨見次第解状等、為被裁下、相副言上如件、謹解、
天承二年六月十三日從三位行左京大夫兼太宰大式藤原朝臣經忠

史料④から、天承二年閏四月 日に発給された大宰府在庁官人等解状は、同年六月一二日に在京の大宰府長官藤原經忠の許に届いている事が分かる。また經忠は翌日朝廷に報告している事も、史料④から確認される。

この後朝廷では、「八幡」の二字が刻まれた石体二基出現の意味について調査された。石体出現の意味については、長承元年（一一三二）十一月二五日付明經道直講清原真人定安勸文⁽¹³⁾が出され、石体顕現の意味は崇徳天皇と中宮藤原聖子（藤原忠通女）との間に皇子が誕生する瑞兆であると考えられた⁽¹⁴⁾。

以上本章では、平安後期天承二年四月に八幡正宮において起きた石体事件の経緯について触れた。四月二〇日に八幡正宮古老神人が「八幡」二字が刻まれた石体二基が出現した事を八幡正宮公文所に報告した。早速八幡正宮側は、出現した石体を実検して大隅国司に報告し、大隅国司はすぐに大宰府に報告、大宰府は朝廷に報告し、朝廷において石体出現の意味が調査された。その結果石体が出現した事は、崇徳天皇と中宮との間の皇子誕生を意味する瑞兆であると考えられた事を確認した。

第二章 八幡正宮石体事件の歴史的背景。

本章においては、八幡正宮における石体事件が起きた歴史的背景について考察したい。

まず八幡正宮における石体事件が起きた背景を考察した今までの研究史について言及しておきたい。八幡正宮における石体事件について、宮地直一氏は、八幡正宮における石体事件は、八幡正宮が八幡宇佐宮・八幡石清水宮に対して自らが八幡宮の本社である事を示すために起こした事件であると考えている⁽¹⁵⁾。

中野幡能氏も、石体事件が起きた理由は、八幡正宮の八幡宇佐宮・八幡石清水宮に対する神威向上を意図した対抗策であると考えている⁽¹⁶⁾。

私は以前、石体事件は八幡正宮・大隅国衙・八幡石清水宮の企図により起きた事件で、大隅国内支配安定化を意図した大隅国衙や大隅国衙と結びついた八幡正宮、八幡正宮の事実上の本社で

ある八幡石清水宮⁽¹⁷⁾の利害関係が一致して起きた事件であると考えた⁽¹⁸⁾。その後大隅国内における島津荘域拡大阻止と大隅国衙の支配領域維持の目的で大隅国一宮である八幡正宮の神威向上を意図して石体事件は起こされたと考えた⁽¹⁹⁾。

吉原浩人氏は、石体事件の起きた背景について、八幡正宮の神威向上が目的である事を思想史的立場から詳細に論じ、八幡大菩薩顕現地が大隅国であるという正宮の主張の背景として、八幡正宮の縁起である『八幡御因位縁起』⁽²⁰⁾があった事を指摘している⁽²¹⁾。吉原氏の石体事件研究は、思想史的方面からの研究としては最前線の成果であり、私としては何も付け加える事は無い。

私としては、八幡正宮の石体事件が起きた歴史的背景について改めて考察してみたい。私自身も含めた先行研究が指摘しているように、八幡正宮における石体事件は八幡正宮の宗教的権威を高める目的で企図されている事は間違いないと考えている。しかし平安後期の天承二年（一一三二）に何故八幡正宮が石体事件を起こさなければならなかったのか、その理由について歴史的側面から考察してみたい。

石体事件が起きた年に、大隅国司が八幡正宮に万善村を寄進している。その事を示す暦応二年（一三三九）十一月 日付（大隅国）正八幡宮（八幡正宮）講衆・殿上等訴状写⁽²²⁾の該当部分を史料⑤として掲げる。

史料⑤

（前略）

一、万善村経田加仏性灯油田一丁定分供料毎年七石弁済使等年々対捍事、

右当村者、為 当宮御宝前四季転読大般若供料米料所之条、天承二年国司御寄進状^并嘉禄・仁治・寛元・建長社国勘合請文曆然也、衆徒等鎮守国司眼代寄進状、雖致丁寧之勤行、弁済使等違背 本家執印御下知、令对捍年々供料之間、併所致無供勤行也、為神為君不忠之至極也、然早守代々御下知、云前々未進、云向後供料、可令究済之旨、嚴蜜欲被仰下焉、

（後略）

史料⑤を見ると、万善村は八幡正宮御宝前四季転読大般若供料米料所である事が分かる。万善村は、大隅国建久田帳には桑東郷万善名として記載されている⁽²³⁾。万善村は、史料⑤の記載によると、天承二年（一一三二）大隅国司により八幡正宮に寄進されている事が分かる。前述のように天承二年四月二〇日以前に、「八幡」の二字を刻んだ石体が出現している。そして天承二年は、八月一日に改元されて長承元年となる⁽²⁴⁾。石体事件が朝廷まで報告されて、石体出現の意味が考えられてその結論が出たのは、前述のように年号も長承と改元された後の一一月の事であった。

万善村が大隅国司により八幡正宮に寄進されたのは、史料⑤の記載より天承二年の事であった。天承二年は八月一日以前であり、改元されて新年号が九州地方で使用されるようになる迄は

二ヶ月程かかる事を踏まえると⁽²⁵⁾、大隅国司による八幡正宮への万善村寄進の時期は、天承二年一〇月中旬以前であると考えられる。石体事件の意義付けが確定するのは、十一月である。故に大隅国司は、石体事件の意義付けが未確定な内に、万善村を八幡正宮に寄進した訳である。大隅国司は、何故石体事件の意義付けが未確定な内に、八幡正宮に万善村を寄進したのであろうか。私は、この事実こそ、石体事件が大隅国司と八幡正宮との結託で起きた事件である事を示していると思う。石体事件は、大隅国内における藤原摂関家領荘園島津荘⁽²⁶⁾域拡大を抑制し、大隅国司の支配領域を維持するために、大隅国司と深い関係を有す大隅国一宮八幡正宮の宗教的権威を高める意図で計画されたと考えられる。

さて天承二年(一一三二)四月八幡正宮に石体が出現した理由について、考察していく。一二世紀初期以降大隅国内に藤原摂関家領荘園島津荘が形成されてきた⁽²⁷⁾。当該期における藤原摂関家の当主藤原忠実、政界における人事権喪失と家司受領達の離反による藤原摂関家の経済基盤弱体化により、経済基盤を荘園に移した。忠実、藤原摂関家領荘園を設定・拡大化していった⁽²⁸⁾。この動きの一環が大隅国内における島津荘域の拡大であると考えられる。また八幡宇佐宮は、元永元年(一一一八)から保安元年(一一二〇)の間に、忠実の支配下に入っている⁽²⁹⁾。忠実は、八幡宇佐宮領を支配下に入れたのである。

しかし忠実の荘園集積は白河法皇の忌む所となり、保安元年(一一二〇)十一月白河法皇は関白忠実の内覧を停止した。故に忠実は、翌年以降宇治に籠居する事になった。忠実は、白河法皇存命中は許される事はなかった⁽³⁰⁾。

大治四年(一一二九)七月白河法皇は、死去した。鳥羽上皇は、故白河法皇の近臣達の動向を見据えながら、天承元年(一一三一)年末から翌二年にかけて忠実の復権に動き出した。天承二年正月一四日忠実は、内覧に復帰した。こうして天承二年における忠実は、鳥羽上皇の支援により政界に復帰し、鳥羽上皇と協調して政治に関与していた⁽³¹⁾。

石体事件が起きた天承二年(一一三二)、藤原忠実は、鳥羽上皇の支援で政界に復帰し、大隅国内において島津荘域が再び拡大化する兆しが見えていた時期であった。大隅国司達と八幡正宮とは、大隅国司の支配領域を維持する目的で、島津荘域拡大を抑止するために石体事件を起こしたと考えられる。

一二世紀初期以降成立したと考えられる『今昔物語集』⁽³²⁾巻一一の中に、八幡石清水宮の放生会についての説話が収められている。この中に八幡正宮関係の記述がある。この部分を史料⑥として掲げる⁽³³⁾。

史料⑥

(前略)

初大隅ノ国ニ八幡大菩薩ト現ハレ在シテ、次ニハ宇佐ノ宮ニ遷ラセ給ヒ、遂ニ此ノ石清水ニ跡ヲ垂レ在マシテ、多ノ僧俗ノ神人ヲ以テ、員ズ不知ス生類ヲ令買放メ給フ也、

(後略)

史料⑥では、八幡大菩薩が最初に大隅国に現れ、次いで宇佐宮に遷り、遂には石清水宮に遷った事が記されている。大隅国に八幡大菩薩が初めて姿を現したと考えられている事は、石体事件による八幡正宮の神威向上と吉原浩人氏の指摘通り『八幡御因位縁起』流布の影響があると考えられる⁽³⁴⁾。

ここで八幡正宮は、何故八幡発祥の神社である事を主張する必要があったのか。前述のように一二世紀前期大隅国司・八幡正宮は、島津荘領主藤原摂関家と対抗する必要があったと考えられる。本来八幡宮の本家である八幡宇佐宮は、当該期藤原摂関家の支配下に入っている。またこの時期宇佐弥勒寺は、八幡石清水宮の支配下に入った⁽³⁵⁾。八幡石清水宮は、一一世紀末迄は藤原摂関家と深い関わりを有していた⁽³⁶⁾。一二世紀前期鳥羽院政期前期に鳥羽上皇（法皇）と藤原忠実とは協調して政治に関与していた⁽³⁷⁾。故に院・摂関家いずれも八幡石清水宮と関係を有していたと考えられる。従って大隅国司と結びつく八幡正宮は、八幡宇佐宮・八幡石清水宮と決別する必要があったと考えられる。八幡正宮は、石体事件を起こして八幡宮としての神威を向上させ、八幡神発祥の神社である事を強調する必要があった。長元七年（一〇三四）宇佐弥勒寺講師元命の支配下に入ったと考えられる八幡正宮⁽³⁸⁾は、鎌倉初期における薩摩国建久凶田帳⁽³⁹⁾では、宇佐弥勒寺や八幡石清水宮の支配下から分離している⁽⁴⁰⁾。八幡正宮は、翌々年の正治元年（一一九九）七月三〇日に八幡石清水宮の支配下に服している⁽⁴¹⁾。八幡正宮が八幡石清水宮の支配下に服した理由は、社殿の修造を完成させるためであったと考えられる⁽⁴²⁾。

本章では、石体事件が起きた背景について考察した。その結果石体事件を起こして八幡正宮の神威を向上させる必要があった理由は、大隅国司・八幡正宮は、大隅国内における藤原摂関家領荘園島津荘域拡大を阻止するために、かつ藤原摂関家の支配下にある八幡宇佐宮や藤原摂関家と関係を有していたと考えられる八幡石清水宮に対抗していくために、八幡正宮は八幡宮発祥の神社である事を主張したと考えられる事を指摘した。

おわりに

本稿では、平安後期に八幡正宮で起きた石体事件を取り上げ、第一章で石体事件の経緯に触れて、第二章で石体事件が起きた理由について考察した。その結果一二世紀前期鳥羽院政期における大隅国内は、大隅国司・八幡正宮側と藤原摂関家領荘園島津荘側がせめぎ合いを続けていた事を確認した。また八幡正宮は、藤原摂関家の支配下にある八幡宇佐宮、藤原摂関家と良好な関係

にあったと考えられる八幡石清水宮と対抗するために、八幡宮発祥の神社である事を主張する目的で石体事件を起こしたと考えられる。また八幡正宮は、石体事件を契機に七〇年弱の間八幡石清水宮の支配下から離脱していたと考えられる事も明らかになった。

今後は、石体事件の思想史的意義や八幡正宮の「正八幡宮」としての理論武装の過程について検討してみたい。

- (1) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合—」(九州大学文学部国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館, 平成二年)。中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院, 平成一二年), 諸国一宮の概要, 大隅国項。拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」(『年報中世史研究』三一, 平成一八年)等。猶本稿では史料表現に従い, 以下大隅国正八幡宮を八幡正宮と記載する。
- (2) 石体事件の概要については第一章, 石体事件が持つ歴史的意味については第二章で詳述する。
- (3) 『大日本古文書 家わけ第四(石清水文書)之五』(東京帝国大学文科大学史料編纂掛, 大正二年(一九一三), 昭和四五年(一九七〇)東京大学出版会より復刻), 九〇頁~九一頁。
- (4) 本稿で史料を引用する場合は, 正字体・新字体で統一する。
- (5) 出現した石体の形状については, 史料①に基づき記載しているが, 吉原浩人「大隅正八幡宮における石体の出現—『八幡御因位縁起』流布の背景—」(田中隆昭編『日本古代文学と東アジア』勉誠出版, 平成一六年)を部分的に参照した。猶吉原浩人「大隅正八幡宮における石体の出現—『八幡御因位縁起』流布の背景—」は, 石体事件について思想史的立場から詳細に分析を加えていて, 石体事件を考える上で必読の論文である。
- (6) 『大日本古文書 家わけ第四(石清水文書)之五』, 九二頁。
- (7) 田中健二「大隅の国府について—一国府中説の再検討—」(『九州史学』七〇, 昭和五五年), 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』, 諸国一宮の概要, 大隅国項。
- (8) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」(『日本歴史』一四二, 昭和三五年), 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』, 諸国一宮の概要, 大隅国項。
- (9) 原口泉他『(県史四六)鹿児島県の歴史』(山川出版社, 平成一二年), 八七頁の図を一部修正。
- (10) 『大日本古文書 家わけ第四(石清水文書)之五』, 九二頁~九四頁。
- (11) 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(『史学雑誌』六八—一, 昭和三四年, 同四五年に同『日本中世国家史の研究』岩波書店, 平成一六年に同『石井進著作集① 日本中世国家史の研究』(岩波書店)に各々再録)。
- (12) 『大日本古文書 家わけ第四(石清水文書)之五』, 九四頁。
- (13) 『大日本古文書 家わけ第四(石清水文書)之五』, 九六頁~九八頁。
- (14) 石体出現に関して, 朝廷における勘文については, 吉原浩人「大隅正八幡宮における石体の出現—『八幡御因位縁起』流布の背景—」を参照。
- (15) 宮地直一『(遺稿集②)八幡宮の研究』(理想社, 昭和三一年), 第三篇公家崇敬の時代—平安朝, 第八章大隅正八幡の勃興, 第二節石体の出現。
- (16) 中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版)下巻』(吉川弘文館, 昭和五〇年), 第二部神宮寺をめぐる八幡信仰の変遷, 第三章弥勒寺領と末寺末宮, 第四節九州五所の別宮、⑤大隅国正八幡宮。
- (17) 田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(一)—本家について—」(『九州史学』七五, 昭和五七年)。
- (18) 拙稿「諸国一宮制の成立と展開—大隅国正八幡宮の場合—」。
- (19) 拙稿「荘園公領制の形成過程に関する一考察—大隅国の場合—」(『熊本史学』六八・六九合併号, 平成四年), 同「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」(『年報中世史研究』三一, 平成一八年)。また島津荘域拡大と八幡正宮領の形成とが深い関係を持つ事については, 森本正憲「薩隅の万得領について」(『大分工業高等専門学校研究報告』一〇, 昭和四九年, 同五九年に同『九州中世社会の基礎的研究』文献出版, に再録)を参照。猶島津荘域拡大と八幡正宮領形成との関係については, 香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表わしたい。

- (20) 『大日本古文書 家わけ第四（石清水文書）之五』、五三頁～五四頁、一二〇頁～一二二頁。
- (21) 吉原浩人「大隅正八幡宮における石体の出現—『八幡御因位縁起』流布の背景—」。
- (22) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ一〇』（鹿児島県、平成一七年）、桑幡家文書、一、古記（冊子）-④。
- (23) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」、『日本歴史地名大系（四七）鹿児島県の地名』（平凡社、平成一〇年）、始良郡牧園町項。
- (24) 米田雄介編『歴代天皇年号事典』（吉川弘文館、平成一五年）、Ⅱ古代の天皇、崇徳天皇項。
- (25) 瀬野精一郎「改元の伝播」（『日本歴史』二三八、昭和四三年、同六〇年に同『歴史の陥穽』吉川弘文館、に再録）。
- (26) 工藤敬一「遠隔地庄園の支配構造—鎮西島津庄における領家支配の変遷」（『史林』四五—一、昭和三七年、同四四年に同『九州庄園の研究』塙書房、に再録）。
- (27) 私は、以前は大隅国における島津荘域拡大は、鳥羽院政期であると考えていた。しかしその後熊本学園大学経済学部准教授小川弘和氏から、大隅国内における島津荘域の拡大は一二世紀前期白河院政期迄遡及できる可能性を指摘された（「撰関家領島津荘と〈辺境〉支配」（『熊本学園大学論集総合科学』一三—二、平成一九年）。小川氏の指摘を踏まえると、一二世紀前期白河院政期大隅国内における八幡正宮の社領拡大の理由が構造的に説明できる。私は、小川氏の指摘に従い、大隅国内における島津荘域の拡大開始時期を一二世紀前期の白河院政期に修正した。
- (28) 元木泰雄『（人物叢書）藤原忠実』（吉川弘文館、平成一二年）、第五撰関家再興の努力、①荘園集積と政所。
- (29) 小島鉦作「近衛家領としての豊前宇佐宮」（『政治経済論叢』一六—三、昭和四一年、同六二年に同『（小島鉦作著作集③）神社の社会経済的研究』吉川弘文館、に再録）。
- (30) 元木泰雄『（人物叢書）藤原忠実』、第七関白の罷免。
- (31) 元木泰雄『（人物叢書）藤原忠実』、第七関白の罷免、第八政界復帰。
- (32) 永積安明・池上洵一訳『（東洋文庫 80）今昔物語集①本朝部』（平凡社、昭和四一年）、解説。
- (33) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系⑩今昔物語集』（吉川弘文館、昭和四二年）、卷一二、於石清水行放生会語第十。
- (34) 吉原浩人「大隅正八幡宮における石体の出現—『八幡御因位縁起』流布の背景—」。
- (35) 小田富士雄「宇佐弥勒寺所職相承考」（『大和文化研究』八—六、昭和三八年、同五二年に同『（小田富士雄著作集①）九州考古学研究歴史時代篇』学生社、に再録）、田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係（一）—本家について—」等。
- (36) 飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立—宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係—」（一〇世紀研究会編『中世成立期の歴史像』、東京堂出版、平成五年）。また当該期藤原撰関家と八幡石清水宮とが親密な関係を有していた事については、小川弘和氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (37) 元木泰雄『（人物叢書）藤原忠実』、第八政界復帰、②鳥羽院との協調。
- (38) 『石清水八幡宮史 史料第④輯』（石清水八幡宮、昭和九年、平成六年に続群書類従完成会より復刊）、一四四頁。
- (39) 『大日本古文書 家わけ一六（島津家文書）の①』（東京帝国大学、昭和一七年、同四六年に東京大学出版会より復刻）、一二六頁～一三九頁。猶薩摩国建久岡田帳については、五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考—田数の計算と万得名及び「本」職について—」（『日本歴史』一三七、昭和三四年）を参照。
- (40) 薩摩国建久岡田帳寺社領項において、宇佐弥勒寺領と八幡正宮（大隅国正八幡宮）領とは別々に記載されている。従って八幡正宮は宇佐弥勒寺の支配下でない事、即ち八幡正宮は八幡石清水宮の支配下でない事が分かる。
- (41) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇④』（宇佐神宮、昭和六二年）、四二九頁～四三〇頁、正治元年（一一九九）七月三〇日付太政官符。
- (42) 江平望「建久末年の薩摩・大隅両国の事情—大隅国正八幡宮造営問題をめぐって—」（『ミュージアム知覧紀要』四、平成一〇年）。